

一宮監公表第3号

平成29年10月27日

一宮市監査委員 佐藤章次

一宮市監査委員 岸澤修

一宮市監査委員 則竹安郎

一宮市監査委員 竹山聡

公の施設の指定管理者の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、障害者福祉施設の指定管理者である社会福祉法人一宮市社会福祉事業団及び同施設に係る指定管理者の指定等事務所管課の監査を、都市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

公の施設の指定管理者の監査結果報告

- 1 監査対象 (1) 施設の名称
 - ・一宮市立いずみ福祉園
 - ・一宮市立いずみフレンズ
 - ・一宮市立いずみ作業所
 - ・一宮市立いずみ第2作業所(2) 事務執行状況の範囲
 - ・社会福祉法人一宮市社会福祉事業団の平成28年度の事務執行状況のうち、監査対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況
 - ・市所管課の監査対象施設に係る一連の事務（指定管理者の指定、協定書等の締結、支出の手続き、事業報告書等の点検、指定管理者への指導監督等）
- 2 監査場所 監査事務局及び関係各施設
- 3 実施年月日 平成29年9月4日から平成29年10月25日まで
- 4 監査方法 (1) 書類の審査
(2) 資料に基づく説明の聴取
(3) 施設の現況調査

5 監査結果

本監査はあらかじめ提出を求めた監査資料を基にし、平成28年度における事務執行状況のうち、監査対象施設の管理に係る出納その他の事務について、関係法令、監査対象施設の管理に関する基本協定書等に沿って適切に執行されているかに主眼を置いて、会計諸帳簿、証拠書類等の提出を求めるとともに、同施設の指定管理者及びその指定等事務所管課長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

その結果、出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認めた。一部で見受けられた留意事項については、団体の概要等について記述する中で述べる。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

以下、団体の概要等について記述する。

職員数は平成29年3月31日現在のものを掲載した。

◎ 社会福祉法人一宮市社会福祉事業団

1 団体の概要

(1) 設立年月

平成8年3月

(2) 基本金（資本金）

5,000,000円（うち一宮市の出資分5,000,000円）

(3) 監査対象施設に係る職員数

・職員515名（うち臨時職員443名、派遣職員6名）

(4) 公の施設の管理に係る主な業務

- ① 一宮市立いずみ福祉園の管理・経営
- ② 一宮市立いずみフレンズの管理・経営
- ③ 一宮市立いずみ作業所の管理・経営
- ④ 一宮市立いずみ第2作業所の管理・経営

2 公の施設の管理に係る決算状況

平成28年度の決算状況は次表のとおりである。

決 算 状 況

（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

項 目	決 算 額（円）	総事業費に 対する割合（％）
総 事 業 費	631,463,621	
指 定 管 理 料	45,831,779	7.3

当指定管理者の監査対象施設の管理に係る出納その他の事務及び市所管課の同施設に係る一連の事務については、おおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

○社会福祉法人一宮市社会福祉事業団

- (1) 指定管理料の会計処理において、当該指定管理者は、当該協定以外にも複数の協定を市と締結して、各指定管理施設を管理運営しているが、当該協定以外の指定管理料等が当該指定管理施設の一部の経費の財源に充当されており、各々の経費が独立していない状態となっていた。決算の是正を検討するとともに、今後は会計処理の透明性が確保されるよう、締結した協定ごとに明確に区分し、適切な会計処理を行われたい。
- (2) 市への報告書類において、収支を報告する書類が提出されているが、指定管理料に算入される経費のうち、退職給付費用を確認するうえで必要な財務諸表が提出されていなかった。指定管理料の確認に必要な財務諸表は漏れなく提出されたい。
- (3) 現金での支払いに備えて小口現金を保有しているが、それとは別に、行事等の経費を支払うために仮払金として一定額を現金化し、常時保有している施設があった。小口現金については手許現金の適正管理のため経理規程第 27 条第 3 項で限度額を設定しているが、仮払金については限度額が設定されておらず、簿外現金として必要以上に現金を保有できる状態であった。経理規程に基づき、現金の保有は必要最小限に止めるとともに、適正な管理に努められたい。
- (4) 基本協定書第 31 条で、緊急対応策及び防犯対策についてマニュアルを作成し、職員に周知徹底することと定められているが、防犯対策マニュアルが作成されていない施設があった。利用者の障害程度区分等、各施設により異なる部分もあるので、施設ごとの状況に対応できるマニュアルを作成し、職員に周知徹底されたい。
- (5) 棚卸資産の管理において、経理規程第 44 条第 1 項で、品目ごとに受払帳を備え、異動及び残高を把握しなければならないと定められているが、原材料及び商品・製品の日々の状況を管理する受払帳が作成されていなかった。棚卸資産を管理する上で、受払帳は必要なものであるもので、漏れなく正しく作成し、在庫管理を徹底されたい。
- (6) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務

の万全を期されたい。

ア いずみ福祉園の空調設備保守点検業務始め4契約において、指定管理業務仕様書に記載された点検内容と、指定管理者が業者に指示した仕様書や業者が実施した報告書の内容が一致しないものがあつた。指定管理業務仕様書と異なる内容で実施するのであれば、事前に市と協議を行い、適正な手続を経た上で、必要な点検は漏れなく実施されたい。

イ いずみ作業所の消防用設備の保守点検業務契約始め2契約において、経理規程第68条第1項第2号で契約書に記載することと定められている契約代金の支払いの時期及び方法が記載されていなかった。契約書には必要事項を漏れなく記載するとともに、契約の締結にあたっては内容確認を徹底されたい。

ウ いずみ福祉園の2階エアコンガス漏れ修繕において、1者による随意契約が行われていたが、決裁に1者とする理由が記載されていなかった。1者による随意契約とする場合はその理由を具体的に記載されたい。

エ 同修繕において、費用は事前調査分と修繕工事分を含めた金額で支出されていたが、見積書は事前調査分のみが提出されており、修繕工事分は提出されていなかった。見積書は必ず提出させ、書面による意思決定を行うとともに、契約事務の透明性を確保されたい。

オ いずみフレンズの非常通報装置の音声ロムの変更に関する契約において、業務が完了しているにもかかわらず支出が未執行であつた。調査したところ、作業中に不具合が続いたため、業者が無償とし請求をしなかったことが判明したが、その経緯について書面で記録が残されていなかった。不測の事態が発生した場合には、経緯等を含め記録を書類で作成し、決裁を採られたい。

(7) 時間外勤務手当において、いずみ福祉園で事務処理の誤りにより支給不足が1件あつたので、追加支給をするとともに、手当の支給には万全を期されたい。

(8) 時間外勤務命令票において、いずみ福祉園で控除時間、実務時間数が記載されていないものや勤務時間の記載が不明瞭なものが散見された。時間外勤務命令票は時間外勤務手当の支給の根拠となる書類であるため、必要事項は漏れなく明確に記載するよう徹底されたい。

○福祉課（所管課）

(1) 指定管理者への留意事項(1)のとおり、指定管理料の会計処理において、当該協定以外の指定管理料からの繰入れが行われており、各々の経費が独立

していない状態となっていた。各指定管理施設において市が負担している経費が不明確になるので、経費は指定管理施設ごとに明確に区分し、独立した会計処理を行うよう指定管理者を指導されたい。

- (2) 指定管理者への留意事項(2)のとおり、指定管理料を確認するうえで必要な財務諸表が提出されておらず、指定管理料精算時の内容確認が不十分であった。指定管理料の確認に必要な財務諸表は漏れなく提出するよう指定管理者を指導するとともに、指定管理料の精算時には内容確認を徹底されたい。
- (3) 指定管理者への留意事項(4)のとおり、基本協定書第31条で防犯対策マニュアルを作成することが定められているが、その作成状況の確認がされていなかった。公の施設の管理が的確に行われることを担保するためにも、協定当初に実施すべき項目については、協定締結後、速やかに確認するように留意されたい。
- (4) 指定管理者への留意事項(6)アのとおり、設備の保守点検において、指定管理業務仕様書に記載された点検内容と、指定管理者が業者に指示した仕様書や業者が実施した報告書の内容が一致しないものがあつた。指定管理者が指定管理業務仕様書と異なる内容で実施する場合には、事前に市と協議を行うよう指定管理者を指導するとともに、指定管理業務仕様書を精査し、業務の適切な遂行が確保される内容となるよう万全を期されたい。
- (5) 一宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第2項に規定されている協定で定める事項のうち第2号の事業計画に関する事項が協定に定められていなかった。事業計画は、指定管理者によって公の施設の管理が万全に行われることを確認するために必要なものなので、条例を遵守するとともに、変更協定を締結するなど対応をされたい。